

令和6年（行ウ）第3号 地位確認等請求事件

原告 佐藤 万奈 外1名

被告 国

第9準備書面

（求釈明）

2025（令和7）年6月16日

札幌地方裁判所民事第5部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真希子

原告らは、被告の主張に対する反論の前提として、被告に対して、以下の点についての回答を求める。

確認事項(1)

被告は、準備書面(1)17頁において、「旧姓の通称使用が拡大したとしても、夫婦及びその子は同一の氏を有するのであって、個人が家族を構成する一員であることを示す場面においては、家族の呼称としての氏を用いることが考えられる」として、氏の対外的公示機能が失われるものではないと主張しているが、この「個人が家族を構成する一員であることを示す場面」とは具体的にどういう場面を想定しているのか。例えば、親族関係の確認のために戸籍謄本を確認するような場面は、「個人が家族を構成する一員であることを示す場面」に含まれるのか。

確認事項(2)

被告は、準備書面(1) 18頁において「夫婦の氏に関する規定は、夫婦それぞれと等しく同じ氏を称する程のつながりを持った存在として嫡出子が意義づけられていること（同法790条1項）を反映していると考えられる」と主張するが、「夫婦それぞれと等しく同じ氏を称する程のつながり」とはどのような趣旨か。

例えば、別氏の夫婦（事実婚）の家族、子連れで再婚した家族又は国際結婚した家族のもとで養育されている子と、当該子の親・家族との「つながり」は、嫡出子よりも弱い（又は劣っている）ということか。それとも、単に、婚姻すると夫婦が同じ氏を称することになっている結果として、嫡出子が原則として夫婦それぞれと同じ氏を称することになるという、現行民法の構造を指摘したものにとどまるのか。

確認事項(3)

本訴訟では、憲法違反及び条約違反を根拠とする国家賠償請求を行っているところ、条約上の義務の有無やその内容は、本件各規定が国際人権条約に違反するかの評価に直接関係するだけでなく、例えば本件各規定が憲法24条2項に違反するかという判断の中でも、本件各規定の合理性の評価に関係する重要な事実である。また、条約上の義務の認識内容は、国家賠償法上の故意・過失の評価にも関係する重要な事実である。

この点、被告は、原告らの「条約締結国には、当該条約を遵守する法的義務がある（条約法条約26条）」（訴状64頁）という主張に対して、答弁書において「その余は争う」（答弁書第3の7(1)イ・21頁）と認否しているが、被告は条約締結国であったとしても当該条約を遵守する義務がないと考えているということか。

以上